

- ブル「過激活動対策法案：採択と適用の問題」
<http://www.ltgislature.ru/monitor/prezextremizm/seminarextremizm.html>
- (6) «Российская газета» (『ロシア新聞』)
 2002.4.19,6.7
- (7) «Известия» (『イズヴェスチア』)2002.6.7
- (8) «Независимая газета» (『独立新聞』)
 2002.4.19,4.22
- (9) «Новое время» (『新時代』)2002.No16, No30

- (10) «Аргументы и Факты» (『論拠と事実』)2002.No28
- (11) В. В. Устинов Правовое регулирование и механизмы противодействия терроризму и экстремизму в Российской Федерации : действующая нормативно-правовая база и перспективы ее совершенствования «Государство и Право» 2002.No7

(とき やすこ・海外立法情報課)

【短信：韓国】

外国人労働者対策

小川 昌代

韓国では、ソウルオリンピックが開催された1988年頃から景気が安定し、製造業や建設業などの現場における人手不足が深刻な状況となった。また、自国に比べ高い賃金の得られる韓国で働くことを望む外国人が増え、不法就労者も増加の一途をたどった。そのため、発展途上国への産業技術協力を行い、合わせて中小企業の人材難を補うことを目的として、労働条件の厳しい、いわゆる3K業種の中小企業に外国人の単純技能労働者を受け入れる外国人産業研修生制度（以下、産業研修生制度）が、1993年から導入された。しかし、依然として中小企業の人手不足は慢性的であり、不法就労者も増え続けている。

こうした問題を解消すべく、2002年7月17日に、外国人材制度改善対策が政府により発表された。

この対策の主要な部分である、

1. 外国人不法就労者の取締まり
2. 産業研修生制度の見直し
3. サービス分野における外国人労働者の受

け入れ

について、要旨をまとめてみたい。

1. 外国人不法就労者の取締まり

今回の発表に先立ち、政府は、2002年3月25日から5月29日までに自主的に申告した不法滞在者には最長1年の出国準備期間を与えるが、申告しなかった不法滞在者は強制出国させるという内容を含む不法滞在防止総合対策を、3月12日に発表した。外国人材制度改善対策は、この不法滞在者の自主申告の結果に基づいて、作成されている。

申告を集計した結果、3月末現在就業中の外国人は33万6800人で、その78.9%にあたる26万5800人が不法滞在者であることが明らかになった。^(注2)不法滞在者のうち、期間中に自主的に申告した者は25万6000人で、出身国別に見ると、韓国系を含む中国人が15万1000人で全体の約60%を占め、バングラデシュ人1万7000人、フィリピン人1万6000人、モンゴル人1万4000人、その他5万8000人となっている。

またこれを業種別に見ると、製造業が8万9000人（全体の34.8%）、建設業5万6000人（21.8%）、飲食店3万5000人（13.7%）の順であった。不法滞在者の滞在資格は、短期総合ビザ及び短期商用ビザ等の短期ビザの所持者が約18万人（約70%）、無断で研修先を離脱した産業研修生5万2000人（20%）、密入国者1万476人（4%）であった。

申告済みの不法滞在者25万6000人については、2002年12月から翌年2月までにその31%に当たる17万5000人を出国させ、同年3月31日までは原則的に全員出国させる予定である。企業の未払い賃金をそれまでに精算させるため、外国人を雇用している企業のうち、580社を選んで2002年10月まで随時点検が行われる^(注3)。

2. 産業研修生制度の見直し

産業研修生制度は、1991年に外国人産業技術研修査証発給に関する業務処理指針（法務省訓令第255号）及びその施行細則が制定されて、従来、海外投資を行っている企業を対象としていた研修生制度が規制緩和されたのが始まりである。その後研修生の受け入れ規模はさらに拡大し、1993年11月から正式に導入されることになった。

現在は、国務総理室、中小企業庁、中小企業の全国団体である中小企業協同組合中央会（中企協）が分担して産業研修生制度の運営を行っている。

導入当時最長1年だった研修期間は延長が重ねられ、1998年4月からは、2年間の研修後に、研修企業の推薦を得て、国家技術資格法による技術資格検定、もしくはこれに準ずる技術資格に合格すれば、1年間就業資格が与えられる研修就業制度が導入された。その後、出入国管理法施行規則が改正され、2002年4月以降の入国者は研修期間1年及び就業2年の形式がとられるようになった。

産業研修生制度はこれまで、研修手当に関するトラブル^(注5)、研修生に対する暴力等の人権侵害、研修生の離脱率の高さ、国内外の機関の不正疑惑^(注6)などが取りざたされてきた。

今回発表された対策では、研修生の離脱を防ぎつつ、さらに枠組みが拡大される方針が明らかになった。

(1) 産業研修生の管理体制の変更

不法滞在者の増加を防ぐため、今後は産業研修生、研修就業者、研修離脱者を個別にカウントせず、すべて産業研修生の定員に含める。今後は研修から離脱する者があっても、その分の産業研修生を新たに補充しない。

(2) 産業研修生の調整

不法滞在者の多い業種を産業研修生で補うため、現在12万6750人の産業研修生の総定員を1万8750人増員し、14万5500人とする。その内訳は次のとおりである。

- ・中小製造業研修生：現在、産業研修生2万人、研修就業者1万2000人、不法滞在申告者8万9000人が中小製造業に従事している。加えて、産業研修生として7000人を導入中である。この総数が実際に中小製造業に必要とされている労働力であると考え、総定員を13万人以内とする。
- ・遠洋・近海漁業研修生：現定員（3000人）の範囲内で運営する。
- ・農業・畜産業研修生：総定員5000人の範囲内で、施設園芸、養豚、養鶏等の非季節的で企業化された部門に限り新規に導入する。
- ・建設業研修生：現定員2500人を7500人に増員する。

(3) 産業研修生制度の管理・運営体制の変更

これまで研修生の選抜は送出国の送出国機関に委託されてきたが、不正の噂が絶えなかった。

そのため、今後は送出国から一定数の推薦を受けた後、国内の管理機関でコンピューターによる抽選を行い、国内の管理機関に対しても年2回の所管省庁の監査を行う。また、研修生の離脱を防ぐため、送出国及び送出国の責任が強化され、模範的な研修生及び研修就業生、事業所には優遇措置がとられる。

中企協が研修生離脱防止を目的として研修生1人当たり300米ドル（約3万5000円）を徴収している契約履行保証金運営の合理性と透明性を向上させるため、離脱率に従って国別に100～300米ドル（約1万2000円～3万5000円）の間で等差徴収する。返金されず中企協が保有している同保証金は研修生の福祉会館建設、災害時の慰労金支給、研修先の不渡り等で研修生が出国しなければならない場合などの出国費用支援等、福祉事業・管理事業にのみ使用し、その運営内訳を公開するとしている。

3. サービス分野の外国人労働者の受け入れ

これまでサービス分野での外国人の就労は禁止されていた。しかし、先頃の自主申告の結果、不法就労者のうち半数程度がサービス業に従事していたことから、就業管理制（仮称）を導入し、2002年11月1日より制限的に外国人労働者の受け入れを行う予定である。ただし、現在、サービス業に従事している外国人労働者3万5000人のうち、約60%が韓国系中国人であること、またサービス分野は韓国語での意思の疎通が必要なことから、韓国系外国人にのみ就業を許可するとしている。詳細は次のとおりである。

(1) 就労者について

訪問・同居ビザ（F-1）発給対象者のうち、国内に8親等以内の血族または4親等以内の姻族がいるか、大韓民国の戸籍に記載されている者及びその直系尊属・卑属で、40歳以上の

韓国系外国人に就労資格が与えられる。2002年7月1日に親戚訪問が可能な年齢が50歳以上から45歳以上に調整されたが、11月1日からはさらに40歳以上に引き下げられる予定である。

上記の一般対象者以外にも、40歳以上の韓国系外国人のうち、韓国の独立に貢献した者の直系血族、外国における同胞社会の健全な発展に大きく寄与したと認められる者、産業研修生として入国後離脱せずに帰国した者、法務大臣が特別に認めた者については、特別対象者として訪問・同居ビザが発給される。

就労期間は1年で、さらに1年の延長が可能である。長期滞在を防止するため、国内での就労期間を考慮の上、就労後一定期間が経過しない場合は再就労が禁止される。家族の同伴及び事業所の移動も原則的に禁止される。

(2) 事業所について

飲食店業、事業支援サービス業、社会福祉業、清掃関連サービス業等に外国人の就労が許可され、風俗関連業は全面的に禁止される。具体的な業種・職種、業種別クォータ、導入規模については、不法就労者の就労実態、産業別・職種別の労働力不足の実態、業種間の労働力移動実態などを考慮し、外国人産業人材政策審議委員会で決定する。

労災保険及び医療保険に未加入の事業主、申請日以前の6ヵ月間に賃金不払い、勤労契約違反などの勤労基準法（日本の労働基準法に相当する。）違反の事実がある事業主、申請日を基準に過去2年以内に不法雇用で処罰されたり、過去1年以内に出国管理法上雇用主申告義務を怠ったことのある事業主、その他法務大臣が労働大臣と協議し、雇用制限が必要と認める事業主に対しては、外国人の雇用が制限される。

滞在期間満了後の不法滞在を防止し、雇用主の管理責任を強化するため、帰国保証金の預置を義務づける。就労者が事業所を離脱した場合

には、帰国保証金は返還せず、不法滞在者の保護及び出国に要する費用に充当する。現在、出入国管理法第90条によれば、外国人が滞在資格外活動を行う場合は身元保証人に300万ウォン以下の保証金の預置を命じることができる。

発表後の世論

外国人材制度改善対策は、各方面からの大きな反発を呼んだ。韓国労働組合総連盟（韓国労総）は8月28日に雇用許可制及び労働許可制の導入を主な内容とする外国人労働者の雇用及び保護に関する法律案を国会に提出し、全国民主労働組合総連盟（民主労総）も雇用許可法の原案を独自に作成し、雇用許可制に賛成している国会議員を通じて議員立法を推進中であると伝えられている。このほか、国家人権委員会や、宗教関係者の団体、弁護士や大学教授など労働問題の専門家などがそれぞれ、産業研修生制度を廃止し、雇用許可制を導入することを政府に求めている。

産業研修生制度の代わりに、韓国で働くことを望む外国人を事業主が直接選抜し、彼らに韓国人労働者と同等の権利を与える雇用許可制を導入しようという意見は以前からあった。同対策発表以前には労働省を中心に政府内でも雇用許可制が検討されていると伝えられていたが、最終的には産業資源省や経済団体は中小企業の負担増大を理由に雇用許可制に強く反対して^(注8)いる。

政府はその後も、産業研修生制度を押し進める態度で一貫している。農林省は農業・畜産業研修生制度を今年11月から導入し、中国、ウズベキスタン等に居住する韓国系外国人を優先的に選抜することを発表した。また、中小企業庁は不法滞在者の全員出国措置で起きる労働力の空白を憂慮する中小企業の要請に応え、場合によっては10月から産業研修生2万人を早期導入

すると明らかにしている。9月2日からは、法務省による不法滞在者の取締まりが始まったが、連行された外国人の中には、合法的な滞在者や自主申告者等も含まれていたことから、その正当性が問題となっている。

(注)

- (1) 2002年下半期の中小企業の労働力不足は10.7%で、特に青年層の製造業の就労者数は減少が続いている。国連では、65歳以上の高齢人口が総人口の7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と定義している。2000年に高齢化社会を迎えた韓国は、2019年には高齢社会に突入すると考えられている。なお、総務省の「国勢調査」によると、日本の65歳以上の高齢人口が占める割合は、1970年に7.1%、その25年後の1995年に14.5%となっている。
- (2) 不法滞在者数の推移は、1999年13万5000人、2000年18万9000人、2001年25万5000人。
- (3) 2002年6月現在、1336人の賃金21億ウォン（約2億1000万円）の未払いが確認されている。
- (4) 2002年7月1日からは、試験もしくは韓国産業人力公団が実施する3日間の研修就業教育のうちどちらか一つを選ぶことができるようになった。
- (5) 研修手当は、労働省が毎年発表する国内労働者の最低賃金の金額以上を支払うことになっている。2001年9月1日～2002年8月31日は時給2100ウォン（約210円）、月226時間労働した場合月給47万4600ウォン（約4万7460円）が最低賃金である。時間外研修手当は、残業、夜間及び休日研修の場合は基本研修手当の150%が支払われる。しかし、定められた水準より低い金額しか支払われていなかったり、支払いが滞っているケースも目立っている。
- (6) 韓国系中国人の研修生の場合は一般に1000万ウォン（約100万円）、それ以外の外国人の場合は500万ウォン（約50万円）の仲介料などを支払って韓国に入国すると言われている。それが、研修生が研修先を離脱し、不法就労する原因の一つになっているとされている。また、国内の委託管理機関及び

中企協における金銭の流れが不透明であり、研修生の管理も十分に行われていないとの指摘がある。

- (7) 「独立有功者礼遇に関する法律」によると、1895年前後から1945年8月14日まで、日本の国権侵奪に反対、又は独立運動のために抵抗した者を「独立有功者」（独立に貢献した者）と定め、本人及び遺族又は家族に対して、教育・就業・医療等の面で優遇措置がとられている。
- (8) 中企協は2002年4月、1286社の中小製造業者を対象に行った調査の結果、85.7%の企業が産業研修生制度に賛成しており、雇用許可制に賛成している企業は11.6%にすぎないと発表している。一方、韓国労働研究院は2002年5月、300人以下の中小製造業者684社を対象に行った調査で、不法就労者の問題を解決するために外国人を合法的に労働者として受け入れるべきであると答えている企業が54.2%に上ると明らかにしている。

(参考文献)

- ・労働省ホームページ
(<http://www.molab.ogo.kr/>)
 - ・中小企業共同組合中央会ホームページ
(<http://kfsb.or.kr/>)
 - ・安山外国人労働者センターホームページ
(<http://www.migrant.or.kr/>)
 - ・「外国人労働者の実態と雇用許可制導入の動き」日本労働研究機構ホームページ
(http://www.jil.go.jp/kaigaitopic/w000_11/kankoku_P01.htm)
 - ・洪志琿「移住労働者の流入とナショナルな動きへの二つの可能性」一橋大学大学院『一橋研究』26巻4号(2002.1.)
 - ・崔弘曄「韓国における外国人労働者と労働法上の課題」総合労働研究所『季刊労働法』194号(2000.10.)
 - ・宣元錫「韓国の単純技能外国人労働者受け入れ対策一制度・実態とその課題」
(<http://www.ier.hitu.ac.jp/pie/Japanese/discussionpaper/dp2001/dp70/text.pdf>)
- (おがわ まさよ・海外立法情報課)

【短信：中国】

クリーン生産促進法の制定

鎌田 文彦

1. はじめに

2002年6月29日、第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で、クリーン生産促進法(原語は「清潔生産促進法」)が採択され、同日公布、2003年1月1日から施行されることになった。^(注1)同法は、中国で初めてのクリーン生産に関する法律であり、世界的に見ても、この分野に特化した内容の法律は少ないと思われる。本稿では、中国の環境問題にふれながら、法律の

概略を紹介したい。

現在の中国において、「クリーン生産」(「清潔生産」)は、次のように理解されている。

「クリーン生産は、工業汚染に対処した経験と教訓を総括して、国際社会に提起された新しい形の汚染の予防と制御の戦略である。その本質は、汚染の予防を重視するという原則に基づき、生産計画の策定に始まり、エネルギーと原材料の選択、使用する工業技術、設備の維持管